

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり欠席したい旨の届け出のありました議員は、9番 大黒孝行君であります。

---

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について、議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

2) 議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

3) 議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）。

4) 議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

2. 審査の経過。

6月23日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木市民保健課長、土屋観光交流課長、佐藤環境対策課長、長友建設課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(土屋 忍君) これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長(小泉孝敬君) 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。
- 2) 議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 3) 議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

2. 審査の経過。

6月23日、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木企画財政課長、稲葉総務課長、大石地域防災課長、楠山税務課長、土屋学校教育課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

- 1) 議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

沢登英信君。

○7番(沢登英信君) 一括でよろしいですね、議長。

○議長(土屋 忍君) はい。

○7番(沢登英信君) 一般会計の補正予算の歳入の項目であります。廃園されました幼稚園、保育園、それからなお、小学校ですか、ピアノ7台を17万円で売り払うと。認定こども園ができて廃園になった経過であろうと思いますが、やはりそこに、このピアノを使ってきた人たちの思い出や地域の人たちが幼稚園、保育園を我が土地につくろうというような取り

組みがあったかと思うわけです。で、そういうような思い出の詰まったものをできる限り残しておくという姿勢が当然必要だろうと思うわけです。そういう検討が売り払うに当たってなされているのか、なされていないのか、一方的に事務局のほうで、教育委員会のほうでこれは不要だということで売り払ってしまえ、こういうことであつたのかどうなのか。

公民館には1台もピアノがないと、どこの公民館もですね。そういう現状から言っても、やはりできる限り地元に残して使えるような形態をとるといふ、こういう姿勢が行政の仕組み、やり方として、私は必要だと思うわけです。そういうものを全て切り捨てていってしまうというような取り組みといふのは、やはりチェックされてしかるべきではないかと、私はこう思うのですが、そういう点をどのように議論されたのかお尋ねをしたいと思います。

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 沢登議員の質問に対してお答えします。

先日、本会議ではそういう話も出ましたが、本委員会ではその件に関しては質疑等はなされませんでした。

○議長（土屋 忍君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で、委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第25号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論

に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第26号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第27号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第28号 平成25年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、委員長の報告どおり、これを可決することに決定いたしました。

次に、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第29号につきましては、歳入の補正予算に、やはり大きな疑問を抱かざるを得ないと思うわけであります。

その第1点目は、環境対策課の予算でございます、灰捨て場跡地を13万2,000円で1年間借用させると。この歳入を本予算で受けているわけであります。

ご案内のように、ここは灰捨て場跡地でありまして、かつての大雨が降ったときには、丸山住宅のほうにこの汚泥となった灰等が流出をする、こういう事故も起こされておりますし、堰堤も2度にわたって改修がされておりますが、その多くの所はのり面として、土砂でのり面を固めているだけの現状になっているわけであります。

こういう危険な箇所であり、なおかつ灰捨て場跡地であったというような土地を、隣接であるからといって、貸借、借用させるのはいかがなものかと。むしろ安全性をもって、きちんと市が管理を本来していくべき土地ではないかと思うわけであります。契約は既に結ばれているわけですが、やはり早急にこの契約は解除して、市本来の管理のあり方に戻していくべきだと、こういう観点から問題があると思います。

廃掃法の内容からいきましても、廃棄物が地下にある土地としての指定による制約は当然あるわけです。それらのものは事業主、借り手のほうにあるんだと、こういう見解を当局はとっているようではありますが、いざ事故が起これば、当然、市当局としての責任を問われざるを得ないと。こういうような土地を安易に貸借させることについては、やはり大きな疑問があると、問題だと言うわざるを得ないと思います。

それから、この13万2,000円の賃借料の金額であります、固定資産の評価額の2%をもって年間の借地料とするんだと、こういう規定のようではありますが、借地料金、貸していい

のかとこういう点を含めまして、大きな疑問を私としては持たざるを得ないケースであると。

それから、教育委員会関連の学校教育課の予算であります。17万円の歳入を受け取ります。ピアノを7台売ったと、使えないピアノであるので販売をしたと、こういう答弁をいただいているわけでありますが、使えないものがどうして有償で売ることができるのか。修理をすれば使えたと、こういう答弁をいただいたわけでありますがけれども、やはり多くの先生方や地域の人たちが思い出の詰まった、こういうピアノ等はなるだけ地元においておくといえますか、地元で使っていただく、こういう配慮が当然必要だろうと思うわけです。

実態を見ますと、どこの公民館にもオルガンもピアノもないと。こういう実態から考えて、使えるピアノはなるだけ、市民の人が利用できるような利用形態に供していくと、こういう行政の姿勢が必要だろうと思うわけです。金額的にはわずかなところで、とりあえずどうこうということではないのかもしれませんが、政治を行う、行政を進めていく当局の姿勢として、きっちり批判されなければならないこの予算案であると、こういう点から反対の討論をさせていただくものであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

高橋富代君。

〔10番 高橋富代君登壇〕

○10番（高橋富代君） それでは、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論をいたします。

今回、反対議員が指摘されております荒川土建興業の賃貸借については、3月定例会で審議をし、議決したものを歳入したものであります。賃貸借についての質疑は、そのとき十分にいたしました。そして、県とも十分な協議をし、崩壊の危険性については、安定勾配が確保されておるということを確認して、議会に上程したものを議決したということでありまして。今回はその歳入でありますから、当然議決するべきものと思います。

次に、反対議員は大変ピアノに対する思いがあるようでございますけれども、使用に耐えない壊れたピアノを修理するほうがお金がかかります。たとえ修理をしても、使用する部屋の防音はどうするのでしょうか。そういった建物の改修の問題も出てこようかと思っております。費用対効果を考えれば、当然の予算措置であると思っております。

また、そのピアノが欲しいという、そういう地域からの要望は当局のほうには上がっておらず、思い出の品云々という反対議員の情緒的な思いを中心に議論されても、議会では困る

ものだと思います。

よって、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）に賛成するものでございます。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第29号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第30号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

---

#### ◎発議第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。



沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出につきまして、朗読をもって提案にかえさせていただきたいと思ひます。

地方自治法第99条の規定により、「手話言語法」制定を求める意見書を別紙により衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成26年6月25日提出。

提出者、下田市議会議員、沢登英信。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同じく森 温繁、同じく大川敏雄。

提案理由。

「手話言語法」制定を求めるため。

「手話言語法」制定を求める意見書。

手話とは、手指の動きや表情を使って思考と意思疎通を行う視覚言語であり、独自の語彙や文法体系を持つ日本語と対等の言語であり、「音声聞こえない」「音声で話すことができない」聴覚障害者にとって、日常生活を営む上で、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

2006年（平成18年）には、国連総会において、障害者権利条約が採択され、手話が言語に含まれることが明記された。

我が国においても、2011年（平成23年）、障害者基本法が改正され、第3条で「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話が言語であることを法的に認めたところである。

よって、国においては、手話が音声言語と対等の言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で、手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、自由に手話を使える社会環境の整備を推進するため、早期に「手話言語法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月25日。

静岡県下田市議会。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

発議第4号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第4号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教委員会、産業厚生委員会のそれぞれの委員長からお手元に配付してありますように議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成26年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議

はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、常任委員会所管事務調査については議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって平成26年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

なお、この後、10時40分より議場において下田市議会全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時30分閉会